

居宅サービス計画に係る軽微な変更（短期目標の目標期間の延長）の取扱いについて

このことについては、下記通知のとおり厚生労働省の考え方が示されています。短期目標の有効期間終了にあたり、「目標期間の延長」で軽微な変更該当する可能性があるものと考えられますが、一律に有効期間終了を軽微な変更該当すると判断するものではないというものです。

「介護保険制度に係る書類・手続の見直し」に関するご意見への対応について（平成22年7月30日付老介発0730第1号等、介護保険最新情報Vol.155）

3. ケアプランの軽微な変更の内容について

「目標期間の延長」

単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。なお、これらはいくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。

そのため、「単に目標期間の延長」としてよいかどうかは、目標期間満了後に計画の評価を行い、目標が達成できなかったにもかかわらず、目標を変更せず期間のみを延長する判断をした理由を記録しておく必要がありますので、次のようにお取扱いください。

- ①計画期間満了後に短期目標についての評価を行ってください。
- ②期間のみの延長を判断した場合、第2表「居宅サービス計画書」の短期目標の有効期間及び個別サービスの期間を見え消しで訂正し、新たに設定した有効期間を追記し、利用者または家族に説明して同意を得たうえで、余白部分に署名・押印をいただいでください。
※改めて作成した計画書の交付を妨げるものではありません。
- ③サービス担当者への連絡及び個別援助計画の再作成を依頼してください。
- ④第5表「居宅介護支援経過」に、目標を変更せず期間のみを延長する判断をした理由、利用者または家族に説明した旨を記録してください。